

昭和25歴年国民所得調査報告

昭和27年1月

經濟安定本部財政金融局

国民所得調査室

国民所得部

序 言

国民所得統計は経済の総合的な現況の分析手段、あるいは経済政策樹立のために、きわめて有効なものとして最近とみに世人の注目をあびるにいたつた。

この要請に応じて、わが国では終戦後、経済安定本部財政金融局に国民所得調査室を設けて、国民所得の推計に努力している。

ところで、同調査室は昭和24年度及び25暦年について推計し、その結果をすでに「国民所得資料月報」特集号（昭和26年8月）に一応発表したが、このほどそれに若干の訂正を加えて、本報告を刊行することとした。

この報告書は右の国民所得の計数にもとずき、いわゆる社会勘定の総括勘定（国民総生産費と国民総生産の勘定）を中心として経済の概観をこころみるとともに、その推計過程をあきらかにし、社会勘定の全体系についての試算をも附した。

しかしながら、国民所得の推計は入手可能な既存資料をもととして作成されるが、その資料は時に不完全な場合もあり、発表がおくれたりするので、推計自体も変更を余儀なくされる結果その信頼度に精疎がうまれる。かかる意味から、本報告書の計数も暫定的なものであつて、今後、多くの修正を必要とする。

なお、近時国民所得統計は社会勘定を中心として発展しつつあるが、その概念推計方法、とくに基礎統計資料については今後その改善と整備にまたねばならない。この点については、各方面の御協力を期待するものである。

昭和27年1月

経済安定本部、財政金融局長

阪 田 泰 二

昭和25暦年国民所得調査報告

序 言

第一 国民総生産費と国民総生産の概況

一、まえがき	(第一表)	1頁
二、概 況		
(一) 国民総生産費	(第二表)	3
1. 分配国民所得		
(1) 概 観(総額、項目別構成)	(第三表)	4
(2) 主要構成項目の推移		6
(a) 勤労所得	(第四表)	9
(b) 個人業主所得	(第五表)	11
(c) 法人所得	(第六表)	14
(3) 実質国民所得の推移		15
2. 調整項目	(第七表)	16
(二) 国民総生産又は国民総支出		
1. 概 観	(第八表)	17
2. 個人消費支出	(第九表)	18
3. 国内民間総資本形成	(第十表)	19
4. 海外純投資	(第十一表)	21
5. 政府の財貨及びサービスの購入(第十二表)		21

附 一 社会勘定試算	(附 1. 社会勘定諸表)	21
------------	---------------	----

二 産業源泉別国民所得	(附 2. 産業源泉別国民所得表)	22
-------------	-------------------	----

第二 統計表と推計方法

一、統計表

第一表	昭和24年度及び25暦年国民所得と国民生産勘定	24
第二表	" " 国民総生産費	24
第三表	昭和24年度及び25暦年分配国民所得	26
第四表	" " 勤労所得	28
第五表	" " 個人業主所得	28

第六表	" " 個人賃貸料、個人利子、法人所得、官営事業剰余	30頁
第七表	" " 調整項目	32
第八表	" " 国民総生産	32
第九表	" " 個人消費支出推計表	34
同参考表	" " 個人消費支出延長指標推計明細表(人的方法)	36
第十表	" " 国内民間総資本形成	36
第十一表	" " 国際収支表	38
第十二表	" " 政府財貨及びサービス購入総括表	40

附 1. 社会勘定諸表

第 1 表	昭和24年度及び25暦年国民所得と国民生産勘定	42
第 2 表	事業所得と生産の総合勘定	42
第 3 表	政府収入と支出の総合勘定	43
第 4 表	海外勘定	43
第 5 表	個人所得と支出勘定	44
第 6 表	総貯蓄と投資勘定	44

附 2. 産業源泉別国民所得表

第 1 表	昭和24、25年産業源泉別国民所得	45
第 2 表	昭和24年推計表	46
第 3 表	昭和25年推計表	46

二、推計方法

(一) 本報告の推計と第二次推計との相異点	48
1. 国民総生産費	48
(1) 分配国民所得	48
(2) 調整項目	51
2. 国民総生産	51
(二) 第二次推計の推計方法	52
1. 国民総生産費	52
(1) 分配国民所得	52
(2) 調整項目	59
2. 国民総生産	62
(三) 第一次推計と第二次推計の主要相異点	67

1. 国民総生産費	68
(1) 分配国民所得	68
(2) 調整項目	69
2. 国民総生産	70
(四) 社会勘定諸表に対する註	73
(五) 産業源泉別国民所得の推計方法	75

参 考 表 目 次

参考表 (1) 昭和24、25暦年、分配国民所得の比較	5
" (2) 合衆国分配国民所得の構成	5
" (3) 分配国民所得の四半期別前年比較	7
" (4) 戦前、戦後分配国民所得の構成	8
" (5) 産業別勤労所得対前年増加の四半期別比較	9
" (6) 被傭者数及び被傭者平均報酬比較表	10
" (7) 産業別個人業主所得の四半期別比較	12
" (8) 個人業主数及びその平均所得対比表	14
" (9) 昭和25年四半期別法人損益状況	15
" (10) 法人利益金処分状況	15
" (11) 実質国民所得の推移	16
" (12) 分配国民所得の第二次推計、第三次推計(本報告の推計)対比表	48
" (13) 国民総生産の	52
" (14) 国民所得及び国民総生産第一次推計と第二次推計対比表	72

第一. 国民総生産費と国民総生産の概況

一. まえがき (第一表)

第一表は国民総生産費と国民総生産又は国民総支出との総括表であつて、これは第二表以下に示す各個別系列を一表に取りまとめたものである。表に見る如く国民総生産費と国民総生産とは等しくなるように製表されているのであつて、もしこの国民総生産費を左側に、国民総支出を右側に記してバランス表の形式にとりまとめると国民経済における費用と生産の関係を総括的に一表にとりまとめたものと考えうる。すなわちこれは国民経済をあたかも一つの企業体の如くに考えてその損益計算書になぞらえたものであつて、社会勘定における各個別バランス表を総括したものとなるわけである。ここに国民総生産は生産された最終生産物としての財貨及びサービスを個人、企業、政府及び海外へ売上げられて行く面から、市場価格により把握し且つこれらの相互関係を示したものであり、国民総生産費はこれに対する生産費を示すものである。

そして国民総生産費は要素費用とその他の費用とからなり、前者は総生産費の根幹をなしている国民所得であり、後者は国民総生産と国民所得との喰違に相当するので調整項目と称せられる。

国民総支出は市場価格で評価され従つて間接税を含んでおり且つ補填投資を含むのに反し、要素費用である国民所得はこれらに相当する費用を含まないから調整項目には間接税と資本減耗引当とが含まれ又補助金は間接税と反対に要素費用に含まれて市場価格には含まれないのでマイナスの調整項目となりなお残る喰違は統計上のそごとして調整項目の一要素に計上し、かくて始めて国民総生産とバランスする国民総生産費を得るわけである。

この調整項目の詳細は第七表に示されている。

第三表及びそれに続く諸表は、分配国民所得とその各構成項目を示すものであ

るが、これはわが国に常住する者の提供する生産諸要素の経済活動により所定の期間に生産された財貨及びサービスの純生産額を要素費用で評価した総体である。これは一定期間に生産された価値であるから、所得の発生時点において捕捉するのであり、その期間に生産された財貨とサービスに見合う対価ならばその期間に売上げられて価値が実現されずあるいは支払いが行われなくてもこの中に含まれる。これは純生産物の価値がその生産に寄与した各生産諸要素に分配せられて行くべきそれぞれの分前を示している訳であり従つて勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、個人利子所得、法人所得（個人配当所得、法人税、法人留保所得）官営事業剰余からなつている。

この中、勤労所得においては実物給与が評価して含められ、個人業主所得のうち農業等においては自家消費部分も評価してこれに含められる。個人賃貸料所得は小作料、宅地地代、家賃のみでそれ以外、たとえば特許権使用料などは脱落しているが、消費用地代家賃は所有者が自ら使用するものも貨幣額に評価して含められる。

利子所得には帰属利子といつて、銀行が個人の予金者に提供する無償サービスも評価して含められる。個人配当所得には会社の配当のみならず重役賞与、特別法人剰余金の分配も入つているし、法人税、法人留保所得にも会社のみならず、特別法人に関するものも含まれている。

調整項目の資本減耗引当には減価償却と資本偶発損が含められ、経常勘定における資本支出は計上すべきであるが、この推計では脱落している。

第八表及びそれにつづく諸表は、国民総生産とその構成項目を示すものであるが、国民総生産は一定期間に、わが国民経済によつて生み出された財貨とサービスを市場価格で評価しそれを購入者の支出面から把握したものである。したがつて一國の総生産額をその用途別に示すものとも考えられる。すなわち(1)個人消費支出、(2)国内民間総投資(3)対外純投資(4)政府の財貨及びサービス購入に分れ、この中(2)には耐久資本財に対するいわゆる補填投資分は含まれているが、一事業が経費として他事業から購入する財貨及びサービス（いわゆる中間生産物）は含

められない。

国民総支出の一項目としての個人消費支出は一定期間に生産された消費財と消費サービスの中で政府を除く最終消費者に供給されたものを市場価格で測定したものである。しかし、この場合は「企業の消費」のうち経費とみなされない部分も含まれる。

国内民間総投資は新投資と補填投資の双方をふくみ、住宅建設と個人及び法人企業の生産施設に対する投資と在庫品の増加とからなつている。

海外純投資は貿易尻及び貿易外收支の経常項目の純額からなつている。

政府の財貨及びサービスの購入は中央政府と他方公共団体との財貨及びサービス購入の為の支出額であつて、官営事業の投資もこれに含まれるが、経常支出はこれに含まれない。また財貨サービスと見合わない政府支出もこれから除かれる。

二. 概況

(一) 国民総生産費（第二表）

国民総生産費は後に述べる国民総生産の費用をあらわすものである。これは分配国民所得とその他の費用、すなわち調整項目とからなることはさきに述べた通りである。

昭和25暦年の国民総生産は第二表にみる如く3,814.7十億円であり、これは24暦年と比較すべきであるが、資料の制約によつて算出し得ないので24年度の3,453.3十億円と比較すれば、361.4十億円の増加、比率にして10.5%の増加である。この四半期別変動を観察すれば、昭和25暦年第一～第三・四半期は8,000億円台に止まつていたのに反し、第四・四半期は1,1兆円を超えるに至つた。すなわち前年同期に比し171.0十億円、前期に比し270.0十億円の増加である。各四半期ごとに前年同期との増加率を比較すれば、4～6月、7～9月の20%及び6%に対し10～12月は17%を示し、すなわち7～9月は前年同期に対する増加率は低く4～6月と10～12月とが高い。

国民総生産費の中における分配国民所得とその他の調整項目との割合をみると、昭和24年度は88%対12%、昭和25暦年は86%対14%となっている。

以下分配国民所得と調整項目とについて、その増減や構成比を説明しよう。

1. 分配国民所得

(1) 概観 (第三表)

昭和25暦年の分配国民所得は3,288.7十億円であつて、24年度の3,039.7十億円に比し249十億円、すなわち8.2%の増加である。しかし、この項目については24暦年の計数2,901.6十億円が得られるので、以下これとの比較を試みることにする。まず、年間の増加は387十億円、比率にして13%になる。昭和25年の分配国民所得の推移を通じて第一に注目されたことは第三表にみる如く、10~12月期の増加が著しかつたことで7~9月期までは6千億~7千億円台であつたが10~12月期では1兆円を超えている。これが決して季節的な増加でないことは4~6月、7~9月の対前年同期増加率が夫々5%、1%であるのに対し10~12月期は23%の増加であることにはつきり示されている。即ち明かに朝鮮動乱の影響と思われる。

つぎに分配国民所得の構成を参考表(1)によつてみると、個人業主所得の構成比が最もたかく、48% (24年、49%) を示し、それに対し勤労所得は42% (24年、43%) であり、法人所得は6.3% (24年、4.8%) にすぎず、これに貸貸料所得と利子所得を加えても8.8% (24年、6.8%) である。これを参考表(2)に示す合衆国の分配国民所得と比較すると、わが国の方が勤労所得 (被傭者報酬) の占める割合が低く、その反対に個人業主所得 (非会社企業所得) は著しく高く、なお法人所得については著しく低くなつてゐる。これにより我々の個人業主所得推計が過大評価であるかのように思われるかもしれないが、この差異の大きな理由は、むしろ両国の経済機構の相違によるのである。

参考表(1)

昭和24暦年、25暦年、分配国民所得の比較 (単位:百万円)

項 目	24年 (A)	同 百分比	25年 (B)	同 百分比	B - A
分配国民所得総額	2,901,621	100.0	3,288,670	100.0	387,049
同 上 指 数	100.0		113.3		
1. 勤 勞 所 得	1,241,122	42.8	1,390,564	42.3	149,442
同 指 数	100.0		112.0		
2. 個 人 業 主 所 得	1,423,502	49.0	1,579,258	48.0	155,756
同 指 数	100.0		110.9		
a) 農 林 水	662,263	22.8	714,055	21.7	51,792
同 指 数	100.0		107.8		
b) そ の 他	761,239	26.2	865,203	26.3	103,964
同 指 数	100.0		113.7		
3. 個 人 賃 貸 料 所 得	18,625	0.6	24,529	0.7	5,904
同 指 数	100.0		131.7		
4. 個 人 利 子 所 得	40,464	1.4	59,156	1.8	18,692
同 指 数	100.0		146.2		
5. 法 人 所 得	138,707	4.8	205,543	6.3	66,836
同 指 数	100.0		148.2		
(1) 法 人 税	66,314	—	102,046	—	—
同 指 数	100.0		158.3		
(2) 個 人 配 当 所 得	9,277	—	19,827	—	—
同 指 数	100.0		212.9		
(3) 留 保 利 潤	63,116	—	83,670	—	—
同 指 数	100.0		132.6		
6. 官 営 事 業 剩 余	39,201	1.4	32,063	1.0	△ 7,138
同 指 数	100.0		81.8		
7. 海 外 よ り の 純 受 取	—	—	△ 2,443	△ 0.1	△ 2,443

参考表(2)

合衆国分配国民所得の構成 (百分比)

	1949	1950
1. 被 傭 者 報 酬	64.8	64.6
2. 非 会 社 企 業 及 び 賃 貸 料 所 得	19.3	18.5
(1) 非 会 社 企 業 所 得	16.0	15.4
(2) 賃 貸 料 所 得	3.3	3.1
3. 会 社 利 潤 及 び 在 庫 品 調 整	13.7	14.7
4. 正 味 利 子	2.1	2.1
分 配 国 民 所 得	100.0	100.0

(2) 主要構成項目の推移

昭和25年度の勤労所得は1,390.6十億円であつて、24年度の1,241.1十億円に比し149.4十億円、割合にして12%の増加である。

個人業主所得は1,579.3十億円で24年度の1,423.5十億円に比し155.8十億円、割合にして11%の増加率であり、勤労所得の増加率よりも僅かに低い。昭和21年以來の両項目の増加率を比較すると概して勤労所得の増加率の方が高い。これは終戦直後の21年に於ては、個人業主所得が著しく大きかつたがそれ以後の経済安定にともなつて小規模の業者の利潤の増加は勤労所得の増加ほど著しくなく、その上個人企業が法人に組織がえしたものが多かつた為であると思われるが、今や、両者は略同じ速度で増加するようになってゐる。

25年の個人業主所得の対前年増加を「農林水」と「その他」とに分けてみれば前者の増加は51.8十億円で8%にすぎず、後者は104.0十億円で14%の増加率である。

勤労所得と個人業主所得との四半期別計数をみるに参考表(3)に一括したごとくいずれも10~12月の高騰が著しい。即ち勤労所得は24年中、順調に増加し、25年1~3月、4~6月、7~9月も3千億円台で、引続き順調に増加を続け、10~12月に4千億円を超えた。個人業主所得も、1~3月乃至7~9月の3千億円台から10~12月に5千億円台に上昇したことは特徴的であるが、更に仔細に観察するならば1~3月乃至7~9月は前年下期(10~12月のみならず7~9月に比しても)に比し低位にあり、10~12月になつて始めて前年下期の水準を超えている。

各四半期毎に前年同期と比較すると、勤労所得においては毎期前年に比し増加しており、1~3月乃至7~9月の5~10%程度の対前年同期増加で、10~12月期に24%の増加と躍進している。然るに個人業主所得においては1~3月、4~6月は夫々18%及び7%だけ前年同期に対し増加したのが7~9月には逆に5%の減少(これは農林水以外の個人業主所得が前年同期に比し12%減少したからである)となり、10~12月期になつて22%の増加と再転しているのである。これはまさか勤労所得及び個人業主所得の10~12月期の増加は単なる季節的なものでなく事

変の影響であることを示している。然し個人業主の方が7~9月には前年同期に比し減少し10~12月に増加したことは極めて特徴的であるが、之は如何に考えるべきか。これはこの限りにおいては、事変の影響が勤労所得よりも個人業主所得(農林水以外)に特に著しく現れたとも考えられるが、一面からすれば又勤労所得の24年以來の順調な増加と異なり、個人業主所得の方は24年中は増加したが、25年初頭以來比較的低調であり、朝鮮事変の初期である7~9月に底をついたので、10~12月の増加が特に際立つて表れたとも云えよう。

参考表(3) 分配国民所得の四半期別前年比較 (単位十億円)

勤 労 所 得	1 ~ 3	4 ~ 6	7 ~ 9	10 ~ 12	年 計
24 年	286	309	307	339	1,241
25 年	315	323	334	419	1,391
25年 / 24年	110.1	104.5	108.8	123.6	112.0
個人業主所得					
24 年	299	287	381	456	1,424
25 年	353	306	363	557	1,579
25年 / 24年	118.1	106.6	95.3	122.1	110.9
個人業主所得の農林水産業所得					
24 年	163	118	152	230	662
25 年	170	104	160	280	714
25年 / 24年	104.3	88.1	105.3	121.7	107.8
個人業主所得の農林水産業所得以外の所得					
24 年	137	169	229	226	761
25 年	183	203	202	277	865
25年 / 24年	133.6	120.1	88.2	122.6	113.7

個人賃貸料、個人利子所得、法人所得は参考表(4)にみるごとく、合計して昭和25年においては分配国民所得の8.8%を占めるにすぎないが、その対前年増加率は個人業主所得や、勤労所得に比すれば、はるかに大きく、賃貸料所得、32%、利子所得、46%、法人所得、48%で法人所得の増加率が、分配国民所得の各項目の中で最も高い。法人所得の増加率を更に分析すると、配当所得の9.3十億円より19.8十億円え、すなわち10.5十億円、113%の増加が最も著しい。しかし、こ

の項目の法人所得に占める地位は小さく、昭和25年でも9.8%にすぎない。法人税は66.3十億円より102.0十億円え、35.7十億円即ち54%の増加であり、又未分配利潤は63.1十億円より83.7十億円え、20.6十億円の増加であつて、増加率は33%にすぎない。

これらの諸項目は戦前昭和9～11年においては、参考表(4)に示す如く分配国民所得総額14.5十億円の中3.8十億円即ち26.2%を占めていたが、終戦直後の21年においては非常に減じて5.2%（分配国民所得総額297.2十億円に対し15.5十億円）となつたものである。然るに24年の6.8%、25年の8.8%に見る如く徐々に戦前の様相に回復しつつあることは認められるが25年における著るしい増加にも拘はらず、戦前の比率にはいまだ程遠いのである。

参考表(4) 戦前戦後分配国民所得の構成 (単位：十億円)

項 目	年 比 率		昭和9～11年平均		昭和24年		昭和25年	
	左	右	左	右	左	右	左	右
1. 勤 勞 所 得	5.5	37.9	89.2	30.0	1,241.1	42.8	1,390.6	42.3
同指数、増加率	24年基準				(100.0)		(112.0)	
	21年基準		(1)		(13.9)			
2. 個 人 業 主 所 得	4.8	33.1	195.9	65.9	1,423.5	49.0	1,579.3	48.0
同指数、増加率	24年基準				(100.0)		(110.9)	
	21年基準		(1)		(7.3)			
(1) 農 林 水 産 業	—	—	85.7	28.8	662.3	22.8	714.0	21.7
同指数、増加率	24年基準				(100.0)		(107.8)	
	21年基準		(1)		(7.7)			
(2) そ の 他	—	—	110.2	37.1	761.2	26.2	865.2	26.3
同指数、増加率					(100.0)		(113.7)	
			(1)		(6.9)			
3. 賃 貸 料、利 子、法 人 所 得	3.8	26.2	15.5	5.2	197.8	6.8	289.2	8.8
同指数、増加率					(100.0)		(146.2)	
			(1)		(11.5)			
4. 官 営 事 業 剩 余	0.4	2.8	△ 3.4	△ 1.1	39.2	1.4	32.1	1.0
同 指 数					(100.0)		(81.9)	
			(1)		(9.8)			
5. 海 外 純 受 取	—	—	—	—	—	—	△ 2.4	△ 0.1
分 配 国 民 所 得	14.5	100.0	297.2	100.0	2,901.6	100.0	3,288.7	100.0

(a) 勤 勞 所 得 (第四表)

つぎに勤勞所得の増加がどの産業部門に著しかつたをみよう。まず勤勞所得の産業別構成は第四表にみる如くで、製造工業が最も多く、昭和25年において452.8十億円（勤勞所得総額の32.6%）それに次ぎ、運輸通信業の155.2十億円（11.2%）公務団体の130.2十億円（9.4%）の順であり、商業の占める割合が、比較的低いのは金融業と別に分類されているからである。製造工業の対前年増加は、93.5十億円、比率にして26%の増加であるが、運輸通信業及び公務団体の増加率は僅に5%或いは2%にすぎず、商業及び金融業の増加25.7十億円及び14.3十億円は比率からすれば製造工業よりも高く夫々35%及び39%の対前年増加である。即ち増加率からすれば、金融業が最も高いわけであり、商業之に次ぎ、この二者についてサービス業の増加7.5十億円、31%、それに次ぎ製造工業の順である。

この増加を四半期別に分割すれば、参考表(5)にみる如く金融業が例外的に曆年上半期の方が下半期よりも対前年増加が著しかつたのを別とすれば、いずれも7～9月及び10～12月期が著増しており、即ち朝鮮事変の影響は製造工業のみならず、商業、サービス業の勤勞所得部分にも及んだのであろう。(註)

(註) 勤勞所得及び個人業主所得の推計の基礎をなす「労働力調査」は昭和25年7月以降、新産業分類を採用しているが、本推計に於ては同月以降も旧分類に合うように調整して対前年比較を行つたものであるから、この業種別比較は一応の粗描にすぎない。

参考表(5) 産業別勤勞所得対前年増加の四半期別比較 (単位：十億円)

		四 半 期 別				年 計
		1—3月	4—6月	7—9月	10—12月	
製 造 工 業	24 年	85.8	86.0	89.1	98.3	359.3
	25 年	101.1	102.7	108.0	141.0	452.8
	25/24 年	117.8	119.4	121.3	143.5	126
商 業	24 年	14.0	17.7	19.5	21.7	73.0
	25 年	19.3	19.7	23.8	35.9	98.7
	25/24 年	137.9	111.4	122.1	165.5	135
金 融 業	24 年	6.7	8.4	10.7	10.8	36.6
	25 年	12.7	12.0	13.0	13.1	50.9
	25/24 年	189.6	142.8	121.5	121.3	139

		1—3月	4—6月	7—9月	10—12月	年計
サービス業	24年	5.0	5.3	6.6	7.4	24.4
	25年	6.3	6.1	8.7	10.8	31.9
	25/24年	126.1	115.2	131.9	146.0	131

勤労所得の増加が雇傭の増加と一人当り所得の増加との合成であることは云うまでもないが、農林水産業以外について観察すると前者の対前年増加は0.3%、後者は12%である。更にそれを四半期別に見ると、参考表(6)に見る如く、雇傭は24年1~3月より25年4~6月までは減少或いは停滞的であり、25曆年上半期は11.3百万人台で前年同期に比し減少していたが、7~9月期に0.2百万人以上増加して11.6百万人となり、(前年同期に比し3%増)更に10~12月においては約0.7百万人増加して12.3百万人(前年同期に比し7%増)となつた。すなわち24年初頭以来の低調からの回復は逸早く25年7~9月に現れ、更に10~12月に躍進したことを示している。これに反し、一人当り所得は24年中は増加し、25年になつてからは7~9月までは停滞的で24千円台であつたが10~12月になって急増し29千円となり、前年同期に比し16%の増加となつた。これによると事象の影響は時間的継起から見るとまず雇傭の増加となり、次いで1人当り所得の増加となつたわけであらう。

参考表(6) 被傭者数及び被傭者平均報酬比較表

		1—3月	4—6月	7—9月	10—12月	年平均
雇傭人員	24年	千人 12,276	11,438	11,269	11,459	11,613
	25年	11,304	11,395	11,613	12,282	11,649
	25/24年	92.1	99.6	103.5	107.1	100.3
一人当り所得	24年	円 20,516	22,840	23,221	25,375	91,755
	25年	24,399	24,334	24,803	29,363	103,182
	25/24年	118.9	106.5	106.9	115.8	111.9

(註) 人員、所得ともに農林水産業を除く。

以上の如き諸産業の増加の傾向に反し、林業、自由業、その他産業の25年の勤

労所得が24年に比較し減少していることは注目される。これは一つには雇傭統計上の事情にもよるのではないかとも思われるが、自由業について観察すると24年1~3月以降概して減少傾向(25年10~12月を除き)にあつたのに加え、一人当り所得も25年になつてからは前年に比し減少し10~12月も前年同期に比し低い。

(b) 個人業主所得(第五表)

個人業主所得の産業構成をみると、(第五表参照)農業が最も多く昭和25年において645.2十億円で個人業主所得総額の40.8%を占め、製造工業321.0十億円(20.3%)、商業の303.0十億円(19.2%)が之に次いでいる。対前年増加額は農業が最も多く、53.8十億円、それに次ぎ、自由業32.6十億円、製造工業23.7十億円、商業22.6十億円、サービス業22.1十億円である。金融業の対前年増加は2.3十億円にすぎないが、比率では最も高く5割を超えており、次いで自由業の49%、サービス業の42%、運輸通信業の33%等が比率では著しい。すなわち、勤労所得では自由業は減少であつたのに反し、個人業主所得で著しく増加していること、農業、製造工業、商業の増加は絶対額においては大きい比率は9%、8%、8%とむしろ緩慢であることが注目されるべきであらう。また以上諸産業の増加に反し、土建業が僅かながら減少しているし、林業と勤労者の内職所得とが減少しており、その他産業は前年と保合つている。

つぎに以上の増加した部門を四半期別にみると、参考表(7)に示される如く、金融業、自由業、サービス業においては24曆年下半期より25曆年上半期を通じ略保合つていたのが、25年7~9月に至り、既に増加を示し、10~12月において更に著しく躍進した。同期の対前年増加比は夫々70%、71%、74%になつている。之に反し、製造工業、商業は24曆年下期より25曆年上半期はむしろ減少し、7~9月期においても前四半期及び前年同期に比し減少しており、10~12月において始めて増加しているが、その対前年同期増加比率は4%、14%であつて前期三部門よりはるかに低い。実額についてみると製造工業と商業との対前年同期増加額は合計15.9十億円であるが、金融業、サービス業、自由業を合計すると26.2十億円である。先に述べた如く個人業主所得を総体として観察すると、7~9月期は前年同

期より減少したに拘はらず、10~12月になつて逆に前年同期に比し著増したので
 事変の影響は勤勞所得より個人業主所得の方が著しいように見えるが、更にか
 ように産業別に観察すると、7~9月の減少は製造工業、商業の爲であつて、10~
 12月の増加はむしろ、サービス業、自由業、金融業の増加に基くことがより多い
 ことがわかる。かく後者三部門においては前者二部門よりも増加が早く現れ、そ
 の度合も著しいことは勤勞所得においては見られなかつたことで、なお研究を要
 する問題である。また製造工業、商業においては勤勞所得におけると異なり、7
 ~9月においては逆に減少し10~12月の増加率も比較的低いことは注目に値す
 る。これは製造工業、商業の個人業主が零細なものが非常に多いのに事変の好影
 響は大企業の被僱者により早く、より強く現れ、零細な独立自営者にはよりおそ
 く、より弱いことを示すのではなからうか。(註)

(註) 製造工業及び商業の10~12月期における対前年同期増加率は勤勞所得ではそれぞ
 れ44%、66%であるが(参考表(5)参照)、個人業主所得ではそれぞれ4%、14%である。

農業の増加率も年間を通じて概観すると製造工業、商業と同じく緩慢ではある
 が、これは四半期別にみると製造工業、商業と異なり4~6月期が前年同期に比
 し9%減少した爲であつて、7~9月期は前年同期に比し増加しているし、10~12
 月の対前年同期増加率も20%で製造工業、商業より高い。(註)

参考表(7) 産業別、個人業主所得の四半期別比較 (単位：十億円)

		1—3月	4—6月	7—9月	10—12月	年間計
農 業	24 年	144.0	98.8	136.1	212.6	591.4
	25 年	154.8	89.9	145.6	254.9	645.2
	25/24 年	107.5	91.0	106.9	119.9	109.1
製 造 工 業	24 年	39.8	62.7	104.4	90.4	297.3
	25 年	69.3	83.1	74.5	94.1	321.0
	25/24 年	174.1	132.5	71.4	104.1	107.9
商 業	24 年	57.2	59.4	76.3	87.5	280.4
	25 年	63.6	70.0	69.7	99.7	303.0
	25/24 年	111.2	117.8	91.4	113.9	108.1

		1—3月	4—6月	7—9月	10—12月	年間計
金 融 業	24 年	0.8	1.0	1.2	1.3	4.3
	25 年	1.3	1.4	1.7	2.2	6.6
	25/24 年	162.5	140.0	142.3	169.9	153.6
サ ー ビ ス 業	24 年	11.1	12.4	14.0	14.9	52.4
	25 年	15.3	15.1	18.2	25.9	74.5
	25/24 年	137.9	121.8	130.0	173.9	142.1
自 由 業	24 年	10.7	16.5	19.1	20.3	66.7
	25 年	20.7	19.6	24.3	34.6	99.3
	25/24 年	193.5	118.8	127.3	170.5	148.9

(註) この関係は農業所得推計の基礎となつた「農家経済調査」(連載)の全府県平均農
 家一戸当り所得においても略同様の如くである。即ち次の如し。

		4—6月	7—9月	10—12月
24 年		18,984円	26,165円	43,407円
25 年		17,029円	27,568円	51,257円
25/24 年		89.7	105.4	118.1

これは朝鮮動乱の影響も若干はあつたであろうが、むしろ農業はそれ以前にお
 けるインフレーション収束の影響を受けていたのが主として供出代金の大幅引上
 により好転したからであろう。

農林水以外の個人業主について業主数の増加と一人当り所得の増加とに分解し
 てみると、参考表(8)のように前者は5%、後者9%の対前年増加率を示している
 が、更にそれを四半期別に観察すると、むしろ勤勞所得とは逆に前半期の増加の
 方が著しい位である。すなわち10~12月期には業主数、一人当り所得は夫々6%、
 15%と共に年平均以上の対前年同期増加率を示したに反し、7~9月期は業主、一
 人当り所得共に夫々2%及び8%だけ前年同期に比し減少している。すなわち個
 人業主数は1~3月、4~6月、7~9月を通じ3.7百万人台を前後し、それは前年上
 半期に比しては増加していたが、下半期に比すればより低い水準にあつた。10~
 12月は4.0百万人を超えたがその対前年同期増加率は6%で1~3月期の15%に
 比すればむしろ低い。一人当り所得においてもほぼ同様の傾向にあり、10~12月

は68千円に上つたが1~3月乃至7~9月は50千円前後で前年下期よりは低水準にあつた。これによつてみると24年中は個人業主の所得は順調に進み、25年以来の低調は7~9月に最も著しく10~12月になつて相当の好転をしたわけである。

参考表(8) 個人業主数及びその平均所得対比表

		1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	計
人 員	24年	千人 3,278	3,596	3,796	3,809	3,618
	25年	3,777	3,682	3,694	4,039	3,798
	25/24年	115.2	102.4	97.5	106.0	104.9
		千円 41	47	60	59	209
一人当り所得	24年	48	55	55	68	227
	25年	117.3	117.2	91.8	115.4	108.6
	25/24年					

(註) 人員、所得ともに農林水産業を除く。

(c) 法人所得(第六表)

法人所得を第三表及び第六表でみると、それは分配国民所得の各項目の中で最も増加率が大きで48%であつた。その中で配当所得は113%、10.5十億円の増加、法人税は54%、35.7十億円の増加であり、又未分配利潤は33%、20.6十億円の増加であることは先にのべた。

法人所得の中の未分配利潤は、営利法人の所得と特別法人の剰余金とに分れるが、前者については税務統計の会社表に基づき、それに後に説明するような調整を加え、それより別途推計した欠損金を控除したものである。

なお営利法人の利益の内容を、「四半期別法人企業統計調査」により別途検討すれば、参考表(9)にみるごとく、金融保険業を除く13万社の昭和25年中の利益金額は127.8十億円で、毎期上昇を続け、暦年第四・四半期には74.1十億円に達した。業種別に見ると農林水産業は各四半期とも欠損が続き、建設業も第二・四半期以後欠損となつたが、その他の業種は第四・四半期に特に利益金が増加している。又前記調査による各四半期中に決算期の到来した会社の利益金処分状況は参考表(10)にみる如くで、利益金中に占める積立金の比率は第一・四半期以降各期夫々33%

44%、40%、38%で第二・四半期以降概して高まつたし、第四・四半期は繰越増も著増した。

参考表(9) 昭和25年四半期別法人損益状況 (単位:百万円)

	農林業 水産業	鉄業	建設業	製造業	卸売及 小売業	不動産 業	運輸 及 通信 その他 の 公益 事業	サービ ス業	合計
純損△益I半期	△ 331	925	3,935	21,758	△ 17,089	17	△ 3,228	△ 1,185	4,802
II "	△ 172	1,342	△ 30	9,764	4,063	87	2,281	118	17,454
III "	△ 237	748	△ 640	23,513	6,362	26	1,408	288	31,469
IV "	△ 126	2,544	△ 1,239	54,498	9,291	215	8,036	863	74,033
計	△ 866	5,559	2,026	109,533	2,627	345	8,497	84	127,808

参考表(10) 法人利益金処分状況 (単位:百万円)

	役員賞与	株主配 当金	法人税 引当金	諸積立金	計	繰越増
I 半 期	902	4,517	13,455	9,086	27,964	2,283
II "	535	2,490	4,862	6,121	14,008	1,833
III "	1,284	4,781	13,599	13,119	32,783	2,964
IV "	1,599	4,224	14,997	12,965	33,787	13,291
計	4,320	16,012	46,917	41,291	108,542	

(3) 実質国民所得の推移

以上に於て種々分析説明した名目国民所得を、かりに経本調査課調の消費財実効物価と日銀、生産財実効物価との算術平均指数によつてデフレートした昭和9~11年物価水準の実質国民所得に換算して参考表(11)にこれをみれば、昭和24暦年は14.4十億円で、昭和9~11年の99.4%であつたが、25暦年は15.5十億円で、107%に増進して、戦前水準に回復した。しかし、その間の人口増加を考慮して一人当り所得を算出すると、24暦年は戦前物価で176円、25暦年は186円で、それぞれ昭和9~11年の84.3%、89%で、なお戦前水準には可成りの隔りがある。

参考表(II)

実質国民所得の推移

年次	名目所得	物価指数	実質所得	同指数	人口数	一人当り所得	同指数
昭和9～11	十億 14.5	1	十億 14.5	100.0	千人 69,236	円 209	100.0
昭和24暦年	2,901.6	201	14.4	99.4	81,700	176	84.3
昭和25暦年	3,288.7	212	15.5	107.0	83,300	186	89.0

(註) 物価指数は生産財実効物価指数(日銀調)と消費財実効物価指数(経本調査課調)の算術平均である。

2. 調整項目 (第七表)

国民所得に以下説明する調整項目を加減すれば、国民総生産とバランスする国民総生産費をうるのである。調整項目の合計は先にのべた如く昭和25暦年 526.0十億円で、24年度の413.6十億円に対し、112.4十億円の増加であり、以下その内容を観察しよう。

調整項目の中、最も大きいのは、間接事業税で 317.7十億円で、調整項目の総計の中の60.4%を占める。しかし、補助金119.2十億円を差引くと、198.5十億円で調整項目合計の37.7%となる。減価償却費はその評価が簿価によつてゐるから問題があるが、それは80.4十億円、調整項目の中で15.3%をしめる。資本減耗引当としては、これに更に資本偶発損と経常費としての資本支出を加えねばならないが、後者は資料の制約で推計出来ないので、資本偶発損だけを減価償却費に加えると、93.9十億円、17.9%となる。

統計上のそこは233.7十億円で、調整項目の中の 44.4%であるが、国民総生産費に対する比率は 6.1%である。

調整項目についても、昭和24暦年の計数は得られないので、一応この構成を昭和24年度と比較すると、間接税は昭和24年度の 379.4十億円、調整項目合計に対する比率91.7%であつたから、昭和25暦年は比率のみならず百分比においても減少したわけである。これより補助金を控除すれば、昭和24年度は40.7%を占めていたことになり、25暦年は之より若干低下したことになる。逆に資本減耗引当は

24年度の15.5%より、25暦年で17.9%に増加している。又統計上の所も昭和24年度は181.3十億円、調整項目の中の43.8%から、25暦年は増加して 44.4%となつたわけである。また、これの国民総生産費中に占める比率も5.2%より6.1%え増加したことになる。

(二) 国民総生産又は国民総支出

1. 概観 (第八表)

国民総生産は国民総生産費とバランスするものであるから、その総額の増加傾向については前述したところと同様である。従つて直ちにその構成内容を検討することとしよう。

昭和25暦年の国民総生産の構成を見るに、個人消費支出が最も多く国民総生産総額の64%を占め、政府の財貨及びサービスの購入は20%、国内民間総投資は15%、海外純投資は1.5%をしめている。(この構成を米英両国と比較すれば、米国に於ける「政府の財貨、サービス購入」は1948年14%、49年17%であり、英国では夫々14%と15%である。)

この構成比率を昭和24年度と比較すれば——本来は昭和24暦年と比較すべきであるが、その計数が得られないので年度との比較をする——個人消費支出は70%から64%えと相当減少し、又政府の財貨サービス購入も20.0%より19.8%えと極めて僅かながら減少しているが、これは海外純投資が24年度のマイナスに反し、25暦年においてプラスに転じたこと、国内民間総資本形成が実額のみならず百分比においても13%より15%えと増加したためである。

つぎに実額の四半期別の変動についてみて、国内民間総資本形成は昭和24暦年第二・四半期以後1千億円台を続け余り増減を示さなかつたのに25年10～12月には急に2千億円を突破し、従つて同年の第二、第三・四半期の対前年同期増加率が5～6%であつたのに対し、第四・四半期のそれは一躍74%となつた。又海外純投資は25年7～9月において従来のマイナスより急に40.0十億円以上のプラスに転じた。反対に政府の財貨及びサービス購入は25年7～9月には前期及び前

年同期に比し減少し、25年10~12月も前年同期より低い。又個人消費支出は4~6月は前年同期に比し減少、7~9月は保合い、1~3月と10~12月とは夫々5%、6%の増加であつて、年間を通じた24年対25年の増加率は2%にとどまつた。

なお国内民間総資本形成の国民総生産に対する比率は先にのべた如く、両年夫々13%及び15%である。この構成内容である在庫品増加は本推計では簿価による増加額をそのまま計上しているが、もし之を米英等と同じように期中の数量変化を平均時価によつて評価して計上することとすれば、前記の比率は両年とも若干低下するはずである。なおこの点については目下研究中である。

2. 個人消費支出 (第九表、同参考表)

昭和25暦年の個人消費支出は2,448.0十億円で、24年度、2,426.0十億円に比較して22.0十億円の増加、24暦年の2,393.0十億円に比し、55.0十億円、比率にして2%の増加にすぎず、同期間における分配国民所得の増加に13%に比すれば、はるかに少い。分配国民所得の増加にもかかわらず、個人消費支出が、これにもなほなかつたことは注目されることで、これと前述した国内民間総資本形成及び対外純投資の増加とを結びつけて考えると、所得の増加は個人消費生活の向上とならず、主として投資に向けられたことがわかる。これは社会勘定諸表の第5表における個人バランス表とも符合する。すなわち24年度と25暦年との比較であるが、個人税は前年に比しやや減少しているのに、個人所得のみならず個人可処分所得も約10%増加しているのに、個人消費は停滞し、従つて差引として推計された個人貯蓄が著しい増加となつていたのである。

個人消費支出の増加が僅少であつた理由を以下に24、25暦年について検討しよう。

個人消費支出の中、最も大きな項目は飲食費で、昭和25暦年で1,462.0十億円、個人消費支出総額の60%をしめる。この比率は24暦年はさらに大きく62%であつたもので、25暦年の飲食費は24年に比し実額においても32.0十億円の減少を示したわけなのである。

四半期別にみると、暦年の第一、第二、第三、四半期はそれぞれ前年の96%、

94%、99%で前年に比し減少しているが、第三、四半期の減少率はきわめて僅で第四、四半期は前年より3%増加している。

つぎに試みに家計調査等を基にしたいわゆる人的方法による推計を参考までに掲げれば、第9表参考表にみる如く、24、25両年とも前記の計数は人的方法より高い。

これは人的方法では主としていわゆる家計消費類似の「企業の消費」(企業の必要経費は除く)が脱落し、サービス消費が過少評価されるため等であつて、絶対額としては人的方法は信頼度が低いと思われるので本推計では単に延長推計の指数として利用しうるにすぎない。

3. 国内民間総資本形成 (第十表)

昭和25暦年の国内民間総資本形成は555.1十億円である。之を24暦年の計数と比較すべきであるが、それは推計されていないので24年度の450.6十億円に対する増加を見れば104.5十億円であり、比率にして23%の増加となる。いま国内民間総資本形成の構成を第十表によつてみると、25暦年は個人住宅6.5%、生産者耐久施設40.8%、在庫品増加52.6%である。しかるに24年度の構成は夫々7.3%、41.1%、51.6%であるから、個人住宅建設も生産者耐久施設も絶対額では増加したが、百分比においては減少したことになる。反対に在庫品増加は、両年とも簿価による推計ではあるが、絶対額においてのみならず百分比においても増加したわけである。さらに特徴的なのは、生産者耐久施設も在庫品増加も、それぞれの中において法人分の占める比率が次表にみるごとく、25暦年には24年度に比し著しく増大したことである。

		生産施設		在庫品増	
		24年度	25暦年	24年度	25暦年
法	人	67.8	70.6	69.8	85.8
個	人	33.2	29.4	30.2	14.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

なかでも個人の在庫品増加は25暦年は24年度に比し絶対額においても減少しているが、この個人分の在庫品増加は資料の制約により特に信頼度の低い項目であ

る。

つぎに四半期別の推計については、法人分も個人分に比し余り信頼度が高いとは云えないが、一応以下において国内民間総資本形成の四半期別の変動を見ることにする。この項目が昭和25年10～12月に著増したことは先に述べた通りであるが7～9月に比しての増加額109.0十億円の過半60.0十億円は法人の在庫品増加に基き個人生産者耐久施設の増加15.0十億円がそれに次ぐ。

特需景気のために法人在庫増の著増したことは問題であるが、個人生産者施設及び個人住宅の10～12月における対前年同期増加率はそれぞれ94%、131%であつて、同期における法人の耐久施設の増加率29%よりはるかに高い。然るにこれら両項目は4～6月、7～9月には前年同期よりも減少していたものである。(註)

(註) 昭和25年、4～6月、7～9月、10～12月の各期の個人住宅、生産者耐久施設、在庫品増加を夫々前年同期を100とする指数で示せば下の如くである。

	4～6月	7～9月	10～12月
個人住宅	48.5	96.8	231.2
法人企業耐久施設	133.3	160.1	129.3
個人企業耐久施設	76.9	81.6	193.4
法人企業在庫品増加	127.0	126.9	253.3
個人企業在庫品増加	89.9	17.0	50.7

法人の生産者耐久施設は7～9月及び10～12月には前年同期及び前期に比し順調に増加した。

これらの事実は前述した個人業主所得と勤労所得との四半期別増減傾向と対照するときわめて興味が深い。また25年4～6月乃至10～12月の在庫品増加の個人分は前年同期に比し減少し、それぞれ前年同期の90%、17%、51%であり法人は10～12月においては前年同期の2.5倍となり著しく増加している。

国内民間総資本形成の増加から試みに資本減耗引当を差引いて純資本形成を算出してみることにする。昭和24年度における資本減耗引当(官業減価償却を除く)は60.6十億円、25暦年は90.2十億円であつて、これを差引いた民間純資本形成は夫々390.0十億円及び464.9十億円となり、国民所得に対する資本形成の比率は24

年度13%、25暦年は14%で、25年は多少増加したことになる。

4. 海外純投資 (第十一表)

昭和25年の海外純投資は戦後はじめて受取超過となつて58.0十億円であつた。これは貿易が25年は7～9月以降出超に転じ暦年の合計としては、なお支払超過であつたが、24年度と異なり貿易外の受取超過に遙に及ばなかつたからである。なお輸入貿易中には米国からの援助128.6十億円が含まれ貿易外には特需32.8十億円がふくまれている。

5. 政府の財貨及びサービス購入 (第十二表)

政府の財貨及びサービス購入は昭和25年において753.0十億円で、実績においては昭和24年度に比し増加しているが、国民総生産中に占める比率はきわめて僅ながら減少している。

国家財政と地方財政とにわけてみると、国家財政は実績においても若干減少しているが、これは7～9月及び10～12月(就中10～12月)における減少のためである。

政府支出については消費的支出と投資的支出とを分けることが必要であるが、資料の関係でその区分が恣意的となるおそれがあるので本推計ではこの区別は省略した。

かりに第十二表にあげた官業投資と公企業投資とを合計すれば、24年度の129.0十億円に対し僅に25暦年には18.0十億円に減少している。

構成比にすれば政府の財貨及びサービス総額の中の19%から2%への減少であり、この大きな理由は25年4月以降は公団在庫が減少したためである。

附一. 社会勘定試算

以上の概況は社会勘定の総括勘定である国民総生産費と国民総生産との勘定の構成について述べたのであるが、この勘定又はそれを構成する国民所得あるいは国民総支出の単一集団に関するものだけでも国民経済の分析に役立つ。

しかしながら国民所得統計に対する最近の要求は、いわゆる社会勘定(Social accounting)として、国民経済一本としての所得あるいは生産の測定という問題

の外に、更に進んで国民経済の主要構成部門における経常的収入と支出の勘定および総合資本勘定を簿記形式で要約して数表に纏め上げることまで進展している。

これはいわば経済の構成部門相互の取引（貨幣と物の流れ）を鳥瞰せんとするもので、これに用いられる一般原則は普通の模式簿記の原則である。即ちある勘定のすべての受取は同時にその勘定、若くは他の勘定の支払乃至は受取の減少として現われる。

世界各国の国民所得統計の現状は、この社会勘定まで纏め上げて発表している国は米、英その他二三の諸国にすぎず、その勘定の組立方(Social frame work)そのものも、国連でとりあげて統一化を図りつつあるが、なお決定的なものとはなっていない。

このように社会勘定に纏めるには、基礎統計の一段の整備を要することは固より、概念上も多くの問題を残しているのであるが、いま合衆国の方式に準じて取敢えず昭和24年度及び25暦年分について試算をして見たのが、社会勘定諸表の次に掲げる第1表から第6表に示すところである。

したがって、これから直ちに我国の25年の経済の実相を把握し得るといふよりは、今後国民所得統計の整備推進のための手がかり（問題点）を提供するものである。

附 二. 産業源泉別国民所得

産業源泉別国民所得 (National Income by Industrial Origin) とは、一定期間に生産された純生産物を、産業別に表示したものであり、かつ、要素費用で測られる。

これは、個人業主所得、勤労所得、賃貸料所得等の形で、社会的純生産物の生産に参加する諸要素（資本、労働力、土地等）に帰属する面において、専ら人的方法で算定される分配国民所得を、それらの発生した産業部門別に組み替えることによつて作成することができる。

従つてそれは結果において従来、わが国で生産国民所得 (National Income Pro-

duced by Industries) と称せられたものと大体において一致する。即ち生産国民所得は通常、物的方法によるもので、先ず各種産業部門別に総生産額を求め、これに所得率を乗じて所得を算定するが、自由業公務等の部門の所得推計においては、各産業毎に人的方法によらざるを得ないのである。

米英等では、物的方法による所得推計をおこなつていないようであり、産業部門別所得をみる場合には、専らこの産業源泉別国民所得によつているようである。

当室においては、分配国民所得を人的方法によつて推計するとともに、物的方法による生産所得の推計をおこなつてはいるが未だ検討中であるので一応、昭和24、25暦年の産業源泉別国民所得を作成した。(産業源泉別国民所得表を参照)

しかしその算定方法に付いては研究すべき問題が残されている。